

# 琉球大学学術リポジトリ

## 外資系企業等の取扱い（対米折衝）(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 在沖縄米商工会議所, 愛知・マイヤー, 東郷・スナイダー, 在沖縄外国系企業, 企業諮問グループ (BAG), 大河原・スナイダー, 吉野・スナイダー, 吉野・井川・スナイダー, 沖縄返還, 擬問擬答, BAG会合, スナイダー公使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43427">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43427</a>

十月二十七日大河原久十郎会談

秘 無 期 限  
字 3 部 内  
3 号

アメリカ局長 参事官 北米第一課長  
条約局長 条約課長 安全保護課長  
大河原 27日 会談  
45. 11. 28  
米北1  
11月27日 約1時向に亙り行われた本件会談の  
要旨 況のとおり。  
( 当方: 千葉北米第一課長、宮川主任課長、有馬参事官、  
課長、加藤北米第一課参事官、先方: マーサ-  
参事官、シムソン書記官、キオン書記官 同席 )  
1. 準備委員会  
マーサ-より、12月の代表会議は 特段の理由が  
なければ 12月休みのありて 延期 (21日) との提案。  
当方より、特段の理由が 限り予定とあり (午後) 催すこと

旨 反論、結局高瀬・レポート両代表向に  
再度検討せしめられた。  
2. 日銀沖繩事務所設置  
「ス」より、日銀は琉球に 沖繩事務所設置の  
許可を取り付け、本27日: E 土地契約に署名。  
進捗の由があり、在米米大使館に USCAR E  
本件に 関係 通報を 受けて いること。日銀  
は 沖繩での業務開始を authorize している  
わけではなく、右日銀期間の早の行為 ありと述べた。  
当方より、日銀は 沖繩事務所設置の 許可は 受けて いること。  
日銀期間の 20 日 承認 ありと 述べた。  
承認 ありと 述べた。  
3. 復讐的 策要綱  
「ス」より、総務府作成の 復讐的 策要綱 (草案)  
特に 在沖米 企業 内 銀と 関連 して  
非常に 興味 深く、外務省側 にも 詳細

な説明をえた旨述べ、当方より  
沖縄においては、加藤対策庁沖縄

事務局長より現地米側に好し説明  
するようアレンジすべき旨答えた。

#### 4. BAG 会合

「ス」より、(1) 20日のBAG会合の

際、16日愛知・マヤ一合談にあけ  
る大臣発言を引用して一般の説

明を行な、たとえ、大変好評  
(very well received)であった、

(4) その際の為在京米大使館が  
作成した questionnaireの要約及び

日本本土の輸入クォータ、本土と沖縄  
の輸入量の比較一覧表は参考まで

に後日お届けする (1) BAGメンバーより  
多くの具体的な質問、特に復帰後

の新しい本土法下のライセンス発給の  
態様、タイミング、手続等につき強い

関心<sup>(カ)</sup>を示<sup>(スレ)</sup>した。(2) またフリー・トレード  
ゾーンについても質問あり日本側から

受けていた説明どおりに応答した。  
(3) 次回会合は1月現地で行なう予定

なる旨述べた。

#### 5. 防衛施設庁の国会提出資料

「ス」より、当方から連絡しおいた本  
件資料につき、「N 沖縄防衛施

設準備事務所(仮称)の設置につ  
いて」が追加されている点に言及、

米國としては300人以上の大きなオフィス  
を受入れうるか否か<sup>は</sup>何もコミットして

いない旨コメント。<sup>(大河原)</sup>局長心得より、本件  
については防衛庁設庁より関係省

庁に対し何ら事前の協議もなく、  
削除の時間もなからた旨説明、

先方より重ねてオフィスの必要は分るが、  
タイミングとその態様か問題なりと述べた。

6. グリーン交渉用の單勞務問題に関  
する米側ペーパー

当方より、25日米側提出のトーキ  
ングペーパーは目下検討中なるも、

所々に「原則」が言及されてあり  
困難を感じている旨述べたのに対し

「ス」より内々にお話したと述べた。  
(注: 後刻「ス」より大河原局長心得

に本件背景を説明しつつ、正直の  
ところ、ペーパーのドラフティングは拙劣  
であると認めざる旨述べた。)

7. 海底ケーブル

(1) 先方より、別添のペーパー手交の上  
(なお、補足的情報 — 主として

陸上部分の正確な位置とその  
図示、及び当方要望にこたえ

米軍地位協定上のケーブルの扱  
いはリーマン次第追送越す由、

(1) 沖台向ケーブルは日本を含む  
全アジアの通信組織 (Integrated

Joint Communications System - Pacific: IJCS-PAC) 強化計画

の一環として敷設される(他に日本とえば台湾・フィリピン間のものが

あり由)もので、本年末までに完成の予定。(当方質問に答え)

別添P3の nodal points (nodes) は海底部分の booster の所在地

点を示す、沖縄領海にはどの辺から入るのか詳らかにしないか、

ハンビー艦行場付近で沖縄に到達、軍用道路1号線の下を通過して

普天間のターミナルに達する、地上権 (right of way ... 通行権) の

設定される地域の詳細は詳らかにしない旨述べた。(また当方質問

に答え先般STGでフランクリン少将が指摘した tropo scatter との analogy

やや不適当な旨を認めた。)

8. 参議院選挙

当方より、明年6月7日される参議院選挙に関連して再び全国区

への沖縄住民の投票権の有無について問題が起る可能性ありと

きも、国政参加とは別の問題なるべしと述べ、先方は今次国政

参加のやり方が limit なり、とコメントした。

99 主席任期延長内題

(1) 当方より向にこたえ先方は大統領  
行政命令の改定を要すること、これ

につき米側内部で検討中で米側  
としては任期延長の方が実際上便

利と思っているか、沖縄住民の意思  
に施政権者の米國が応えたとの

形をとる必要があり、このため立  
法院の全会一致の決議、これを

受けて屋良主席が右決議を高等  
弁務官に対し沖縄住民の意

思として伝え、高等弁務官より、  
本國政府に右を伝えると共に

大統領行政命令改訂、然るべき旨

進言する手続がとらるべきであり、  
在京米大使館は involve されず、

また日本政府も正式にけ役割を果  
さない方がよい(但し實際上緊密

な連絡をとるべきことは当然)旨説明。

(2) さらに先方より米政府が任期  
延長を発表する際日本政府から

も復帰後の知事の就任及び県  
議会の構成について発表すること

然るべき旨表明した。(当方より知事  
の点に關し考えられる若干の

alternative につき説明しおいた。)

(3) 当方の質問にこたえ、米側より大  
統領行政命令改訂の lead time

は少くも3ヶ月、大体6ヶ月位であらう  
と説明(司法省、国防総省、國務省、

ホワイトハウス等々を通じ煩瑣な手  
続あり由)

- 
- 
- 
-



極 秘  
無 期 限  
字 3 部の内  
3 号

極 秘  
無 期 限  
追加字 4 部の内  
4 号

極 秘  
無 期 限  
2 部の内  
2 号

SUBJECT: US Forces Submarine Cable, Okinawa-Taiwan

1. GENERAL DESCRIPTION: This cable is part of a large communications upgrade program that dates back to 1963. This cable is intended to tie together extensive new microwave systems being installed in Okinawa and Taiwan and to ultimately provide trunking from Japan to the Philippines under the same program which is called Integrated Joint Communications System-Pacific (IJCS-PAC). The IJCS program was initiated to provide U.S. Forces in the Far East and SEA with reliable, responsive, adequate communications and to obtain a net cost reduction in excess of \$500,000 per month through release of expensive leased commercial circuits. The project for this particular cable was started over three years ago and was originally intended for completion by the end of CY 1967. For funding reasons, the cable project was delayed until FY 1969 and is now being constructed. Completion is scheduled by 31 December 1970. The Okinawa end of the cable is to be landed at Hamby Army Air Field and to be terminated at the DCS Site, Futenma. Both of these sites are located on the Sukiran facility and the cable route between them is located within this facility (the cable must cross under Highway #1, a public thoroughfare which traverses Sukiran). Taiwan landing rights have been granted to the U.S. Forces by the Republic of China. This cable is to be used exclusively by U.S. Forces.

2. TECHNICAL DATA:

LENGTH: 420 miles.

COST (INSTALLATION): \$5,296,861.00.

CAPACITY: 60 Voice Channels.

CONTRACTING COMPANY: U.S. Underseas Cable Corp.

RESPONSIBLE AGENCY: U.S. Air Force.

LANDING POINTS: Okinawa - Hamby Field.  
Taiwan - Camp McCauley.

TERMINALS: Okinawa - Defense Communications Station, Futenma (Located on the Sukiran Military Reservation).  
Taiwan - Defense Communications Station, Grass Mountain.

TECHNICAL DATA: (Continued)

TRANSMISSION MEANS - LANDING POINTS TO TERMINALS: Okinawa - Buried cable.  
Taiwan - Microwave.

COMPLETION DATE: December 1970.

NODAL POINTS  
IJCS-PAC OKINAWA-TAIWAN SUBMARINE CABLE

	<u>Latitude</u>	<u>Longitude</u>
Taiwan Beach	25° 12.8'N	121° 39.0'E
AC-1	25° 15.6'N	121° 44.1'E
AC-2	25° 10.2'N	122° 10.7'E
AC-3	25° 9.5'N	123° 19.0'E
AC-4	25° 47.2'N	125° 33.1'E
AC-5	26° 3.2'N	125° 57.3'E
AC-6	26° 6.0'N	126° 47.1'E
AC-7	26° 20.0'N	127° 18.3'E
AC-8	26° 20.0'N	127° 38.9'E
AC-9	26° 18.7'N	127° 43.5'E
AC-10	26° 18.0'N	127° 43.3'E
AC-11	26° 18.2'N	127° 44.8'E
Okinawa Beach	26° 17.6'N	127° 45.6'E